

北海道告示第 10540 号

北海道が令和2年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和2年4月9日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その 3)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>U I J ターン新規就業支援事業 東京圏から北海道への移住及び就業を希望する者に、移住に伴う経済負担を軽減するための移住支援金を支給する市町村の事業(以下、「移住支援事業」という)に要する経費について、その一部を道の予算の範囲内において補助する。</p>	<p>「地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け、府地事第16号内閣府事務次官通知・28農振第45号農林水産事務次官通知・国総政第1号国土交通事務次官通知・環境対発第1604201号環境事務次官通知)」及び「2020年度における地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)の取扱いについて(令和元年12月20日内閣府地方創生推進事務局事務連絡)」に基づいて、地方創生移住支援事業・マッチング支援事業を実施する道内の市町村。</p>	<p>市町村が行う移住者に世帯100万円又は単身60万円を支給する移住支援事業において、移住者に支給した額のうち、知事が必要かつ適当と認めたもの。</p>	<p>4分の3以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>-</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部 労働政策局 産業人材課</p>	<p>-</p>	<p>実績報告は要しない。</p>